小田原市下水道条例の一部改正等

1 改正等の目的

本市では、小田原市下水道条例第5条の規定に基づき、排水設備工事(公共下水道に接続するための 宅地内の工事をいいます。)を行うことのできる工事店を指定する(以下「指定工事店」といいます。) とともに、指定工事店の指定要件や遵守事項、処分等について、小田原市公共下水道排水設備工事指定 工事店規則(以下「規則」といいます。)で規定しています。

今回の改正等については、平成29年度に判明した下水道使用料の徴収漏れの一因となった届出手続 の不備を未然に防止するとともに、適正な排水設備工事が行われるようにするため、小田原市下水道条 例及び規則を一部改正し、併せて違反行為に対する処分の処分基準を設けるものです。

2 改正等の内容

(1) 概要

手続の不備や指定工事店による違反行為を抑止する制度にするため、現行の小田原市下水道条例 (以下「条例」といいます。)及び小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店規則(以下「規則」 といいます。)において必要な規定の再編を行うとともに、それらの条例・規則に定められた義務及 び遵守事項への違反行為に対する処分基準を新たに制定します。

見直し

再編

小田原市下水道条例

※排水設備の新設等の工事に係る指 定工事店の指定について規定。

小田原市公共下水道 排水設備工事指定工事店規則

※指定工事店等の指定手続のほか、そ の義務や遵守事項等について規定。

小田原市下水道条例

※指定工事店の指定や取消し等に関す る規定を明確化。

小田原市公共下水道 排水設備工事指定工事店規則

※下水道条例に移管した指定工事店 等の指定等に関する規定を整理。

新たに

小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店 の違反行為に対する処分等に関する処分基準 ※違反行為に対する指導や処分につ

いての基準を設定。

(2) 条例及び規則の一部改正

◇条例中の「指定工事店」及び「責任技術者」に関する規定の整備

現行の条例の規定について、指定工事店及び公共下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」といいます。)に関する指定や登録、更新、取消し等に関する事項を条例中で明記するため、現行の規則中の規定との整合性を図り、新たに条項を追加する形で整備します。

【参考】改正前後での規定内容の比較

(排水設備の新設等の工事の施行)

改正前

- ◆排水設備の新設等の工事は、<u>市長が指定した下水道排水設備工事店(以下「指定工事店」</u>という。)でなければ行うことができない。
 - →市長が指定工事店を指定する行政処分の根拠について定めている。

(排水設備指定工事店の指定)

◆排水設備の新設等の工事は、<u>設計及び工事に関し規則で定める技能を有する責任技術者</u> が専属する業者として市長が指定した指定工事店でなければ行うことができない。

(指定の申請等)

- ◆指定工事店の指定を受けようとする者は、指定の申請をしなければならない。
- ◆指定の有効期間は、指定を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までとする。 ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、これを短縮することができる。
- ◆指定工事店は、指定の有効期間満了後も引き続き指定工事店の指定を受けようとすると きは、指定の更新を申請しなければならない。

(指定の要件)

- ◆市長は、指定工事店の指定の申請をした者が次に掲げる要件を満たしているときは、指 定工事店として指定するものとする。
 - (1) 神奈川県内に営業所を有すること。
 - (2) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。
 - (3) 専属で従事する責任技術者試験合格者等(責任技術者の登録に係る除斥事由のいずれにも該当しない者に限る。)がいること。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 指定工事店の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
 - ウ 責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過してい ない者
 - エ 排水設備工事の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに 足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいるもの

(指定工事店の義務)

◆指定工事店は、下水道に関する法令、条例その他市長が定めるところに従い、適正な排 水設備の新設等の工事の施行に当たらなければならない。

(指定の取消し等)

◆市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6

2

改正後

月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 指定の要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 指定工事店が履行すべき義務及び遵守事項に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により指定を受けたと認められるとき。
- (4) 排水設備の計画の確認がなされていない排水設備の新設等の工事を施行したとき。
- (5) その施行する排水設備の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与えたと認められるとき。
- (6) 前各号のいずれにも該当しない場合において、自ら排水設備工事の営業を廃止する旨を届け出たとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

(免責)

◆市長が指定工事店の指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止した場合において、指定工事店に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。

(責任技術者の登録)

- ◆指定工事店の施行する排水設備工事において、次に掲げる職務に従事しようとする者は、 責任技術者の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。
 - (1) 排水設備工事の施行監理
 - (2) 排水設備工事の設計

(登録の申請等)

- ◆責任技術者の登録を受けようとする者は、登録の申請をしなければならない。
- ◆指定の有効期間は、登録を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までとする。 ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、これを短縮することができる。
- ◆責任技術者は、登録の有効期間満了後も引き続き責任技術者の登録を受けようとすると きは、登録の更新を申請しなければならない。

(登録の要件)

- ◆登録は、責任技術者試験合格者等であって、指定工事店に専属で従事しているものについて行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、登録を行わない。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - (2) 登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者

(責任技術者の義務)

- ◆責任技術者は、下水道に関する法令、条例その他市長が定めるところに従い、適正な排 水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の監理に当たらなければならない。
- ◆責任技術者は、市長が別に定めるところにより更新講習を受けなければならない。

(登録の取消し等)

- ◆市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6 月を超えない範囲内において登録の効力を停止することができる。
 - (1) 心身の故障その他の理由により職務に従事できないとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (4) 神奈川県下水道協会により責任技術者試験の合格を取り消されたとき。
 - (5) 下水道に関する法令、条例その他市長が定める規定に違反して不適正な排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の監理を行ったとき。

- (6) 条例の規定に違反して更新講習を受けないとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により登録を受けたと認められるとき。
- (8) 前各号のいずれにも該当しない場合において、自ら登録の取消しを申し出たとき。
- (9) 指定工事店を退職後2年経過しても前条第2号の規定による届出をしないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。

(公示)

- ◆市長は、指定工事店について次に掲げる処分をしたときは、これを公示するものとする。
 - (1) 指定工事店の指定をしたとき。
 - (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止したとき。

(3) 関連法令や指定工事店及び責任技術者の義務及び遵守事項への違反に対する処分基準の制定

下水道関連法令や条例及び規則等及びそれらに定める指定工事店及び責任技術者の義務及び遵守事項への違反に対する処分の処分基準として、「小田原市公共下水道排水設備工事指定工事店の違反行為に対する処分等に関する処分基準」を制定します。

この処分基準においては、違反行為に対する処分等に関する取扱いを規定するとともに、違反行為の内容に応じた違反点数を付与するものとし、その点数の付与状況に応じて指定や登録の取消し又は効力の停止を決定するものとします。違反行為と付与される違反点数、点数に応じた指導及び処分の詳細については、一覧表の形式で分かりやすく記載します。

処分基準の概要は下記のとおりです。

分基

に

る

内

- ◆市長は、指定工事店及び責任技術者が違反行為を行ったと認められるときは、条例の規定 に基づき指定及び登録の取消し又は指定の効力の停止等の処分を行うほか、文書による指 導を行うこととします。
- ◆市長は、指定工事店が別表第1に掲げる違反行為を行ったと認められるとき又は責任技術者が別表第2に掲げる違反行為を行ったと認められるときは、違反行為の区分に応じて違反点数を付すこととします。
- ◆違反行為が不可抗力その他特別の事情によるものと認められる場合は、次に掲げる事項を 考慮して違反点数を軽減し、又は付さないことができることとします。
 - (1) 違反行為に至るまでの故意又は過失の程度
 - (2) 違反行為が発生した背景、行為内容の程度及び結果
 - (3) 違反行為による他の指定工事店や社会に与える影響の程度

定 め ◆一つの事案につき、二つ以上の違反行為を行ったと認められ

- ◆一つの事案につき、二つ以上の違反行為を行ったと認められるときは、各違反行為の違反 点数を合計して付すことができることとします。
- ◆別表第1及び別表第2の表中に定めのない事項については、市長が別に定めることとします。
- ◆違反行為に対する処分及び指導は、付された累積違反点数に応じて、別表第3に定める基準に従い行うこととします。

4

- ◆付与された違反点数は、次の各号のいずれかに該当したときは、消滅することとします。
 - (1) 違反点数を付された日以降、新たな違反点数の付加がなく2年を経過したとき。
 - (2) 指定及び登録の取消しの処分がなされたとき。

◆指定工事店の違反行為(【別表第1】に記載するもの)

違反行為の内容	違反点数
偽りその他不正な手段により指定を受けたと認められるとき。	100点
排水設備の計画の確認がなされていない排水設備の新設等の工事を施行し	35点
たとき。	
排水設備の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与えたと認められる	35点
とき。	
指定工事店としての自己の名義をもって他人に排水設備工事を施行させた	15点
とき。	
排水設備工事の監理を専属で従事する責任技術者に行わせなかったとき。	15点
営業所の名称、所在地その他規則で定める事項の変更について虚偽の届出を	15点
したとき及び排水設備工事の営業について虚偽の届出をしたとき。	

◆責任技術者の違反行為(【別表第2】に記載するもの)

違反行為の内容	違反点数		
責任技術者が、専属する指定工事店以外の責任技術者を兼任したとき。			
不適正な排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の監理を行ったと			
き。			
偽りその他不正な手段により登録を受けたと認められるとき。	100点		

◆処分の内容(【別表第3】に記載するもの)

▼/C/J 12 13 (M/3/X/J 0 1 (C m 4/X) 0 0 0 0 /		
累積違反点数	処分の内容	
30 点未満	(指導) 口頭指導	
30 点以上 60 点未満	(指導) 文書警告	
60 点以上 90 点未満	(処分) 3月の指定及び登録の効力の停止	
90 点以上 100 点未満	(処分)6月の指定及び登録の効力の停止	
100 点以上	(処分) 指定及び登録の取消し	

3 施行年月日

処分基準に定める違反

行為

違反

点数に応じた処分内容

平成31年6月1日(予定)